

長崎大学先端物質科学研究ユニット機器共用システム利用規程

(目的)

第1条 この規定は、長崎大学先端物質科学研究ユニット機器共用システム（以下「本システム」という。）の運用、利用等に関し必要な事項を定めるものとする。各機器固有の利用方法等に関しては、機器毎に規定を別途に定める。

(運営委員会)

第2条 長崎大学先端物質科学研究ユニット内に運営委員会を置き、本機器共用システムの運用、利用等に関する必要事項を審議し、決定する。

2 運営委員会は、先端研究基盤共用促進事業先端物質科学研究ユニット責任者を委員長とし、委員長により任命された委員および職員で組織する。

(本システム利用者の範囲)

第3条 本システムを利用することができるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 長崎大学先端物質科学研究ユニットの教職員および所属する研究室の研究者、学生等
- (2) 長崎大学の教職員、研究者、学生等で、本システム利用の許可を得た者
- (3) 学外の教育者、研究者、技術者等において、長崎大学先端物質科学研究ユニット測定依頼書（別紙様式第1号）により利用申請があり、機器管理者より利用受け入れ許可があった者

2 利用者は、本システムの利用に当たって、本規定を含む関係法令及び諸規定を遵守するとともに、利用者以外の第三者への転貸及び第三者からの依頼試験、依頼分析並びにその他システムを利用して利益を得る行為を行ってはならない。また、機器毎に定める利用規定を遵守するものとする。

(機器管理者)

第4条 本システムに属する各機器（以下「各機器」）の管理、保守・点検及び運用を行うため、各機器に管理責任者、管理主任及び必要に応じて管理副主任を置く。

- 2 各機器の保守・点検は、管理主任あるいは管理副主任が行うものとする。
- 3 機器管理者は、管理する機器毎に、利用規定を定めることができるものとする。

(利用時間)

第5条 機器管理者は、機器管理研究室での機器使用に支障がない範囲において、原則平日の午前9時から午後5時までの間で各機器の共用利用に配慮するものとする。管理責任者が特に認めた場合には、時間外の利用を許可する。

(利用申請と許可)

第6条 利用申請は、本システムの予約システムを通じて行うこととする（システムが構築され、稼働するまでは、個別に管理者等と利用時間調整の上、許可を受けるものとする）。

2 利用者は、事前に機器管理者等が行う講習を受け、許可を受けなければならない。

3 運営委員会は、利用者がこの規定に違反し、各機器の利用に重大な支障を生じさせたときは、許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(利用料金等)

第7条 管理研究室以外の利用は、別途定める利用料金を所定の方法により支払うものとする。

2 機器使用において、各機器で定める利用規定に違反した場合や操作上のミスによる機器不具合が生じた場合は、利用者あるいは利用者が所属する研究室の責任において修理費用等を負担することがある。その負担等については、運営委員会で協議する。

(機器利用料金の運用)

第8条 機器利用料金は、各共用機器の保守や維持に有効利用するものとする。

2 利用料金設定や料金の運用方法は、運営委員会で審議し、機器管理者と調整の上で別に定める。

(雑則)

第9条 この規定に定めるもののほか、本システムの利用に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附則

1. 本利用規程は、平成29年5月17日から施行する。

2. 本利用規定は、平成31年4月24日から改訂施行する。